

サワダ工業株式会社

エコアクション 21（2009年度版準拠）

環境経営システムマニュアル 第3版

承認

社長

作成

副社長

## 目次

2 頁	目次
3 頁	改訂履歴
4 頁	1 序文
	2 適用範囲
	3 用語の定義
5 頁	4 環境経営システムの構築及び運用
6 頁	4. 1 計画
	4. 1. 1 環境方針の作成
7 頁	4. 1. 2 環境負荷と環境への取組み状況の把握及び評価
	4. 1. 3 法律等の遵守状況チェック
8 頁	4. 1. 4 環境目標の設定
	4. 2 計画の実施
	4. 2. 1 実施体制の構築
9 頁	4. 2. 2 教育・訓練の実施
	4. 2. 3 環境コミュニケーション
10 頁	4. 2. 4 環境関連文書の作成及び整理
	4. 2. 5 環境活動計画の運用、実行
	4. 2. 6 環境上の緊急事態への準備及び対応
11 頁	4. 3 取組み状況の確認・評価
	4. 3. 1 取組み状況の確認
	4. 3. 2 問題点の是正
	4. 3. 3 環境記録
12 頁	4. 4 全体の評価と見直し
	4. 4. 1 代表者による全体の評価と見直し
13 頁	4. 5 環境経営システムの「付図」及び「付表」
	4. 5. 1 「付図」当社の環境経営システムの運用組織
	4. 5. 2 「付表」当社の環境目標と活動計画一覧表

改訂履歴

改訂 No	変 更 改 訂 日	改 訂 頁 、 変 更 改 訂 の 内 容	承 認	作 成
1	2006.7.1	初版	社長	副社長
2	2010.7.1	第2版 エコアクション 21 ガイドライン（2009年版）に準拠すべく内容の見直しを全面的に実施	社長	副社長
3	2016.1.1	第3版 環境負荷物資（SOC）規制への管理体制を追記	社長	副社長

## 1 序文

「サワダ工業株式会社：以下、当社と言う」は、環境経営の重要性を認識し、企業としての社会的責任を果たすために、環境経営活動を経営システムの一部として導入し、企業力の向上に努める。

当社は、環境経営活動を通じて、全社員を対象とした環境に関する教育をはじめ、全員参画による環境改善を実施し、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の実現とこれら3つを統合した「持続可能な社会」の構築を目指した環境活動に対応出来る組織ならびに社員の育成に注力する。

## 2 適用範囲

### (1) 適用事業所

本社工場：愛知県知多郡武豊町字多賀7-6

### (2) 適用製品及びサービス

- ① 当社全生産品
- ② 客先への物流サービス

### (3) 適用構成員

- ① 役員
- ② 従業員（パートタイマー、派遣社員含む）
- ③ 下請け業者（内職者含む）

## 3 用語の定義

### (1) 環境関連用語

- ① 環境・・・当社の活動を取り巻く、大気、水、土壌、動植物、人、天然資源及びそれらの相互関係を組む全てのもので、当社の内部から地球環境にまで及ぶもの。
- ② 環境負荷・・・人の活動により環境に加えられる有害な影響であって、環境保全上の支障になるもの。
- ③ 環境経営・・・従来の規制対応を中心とした環境保全だけでなく、環境への配慮を企業経営に統合すること。
- ④ 化学物質・・・人の健康を損なうおそれ（発がん性、変異原性、感染性等）または動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれ（生態毒性）があるものとし、PRTR制度対象物質とする。

## (2) 環境経営システム関連用語

- ① 汚染の予防・・・公害関係の汚染を回避・低減し、又はコントロールすることができる「工程」「工法・技術」「設備・機器」などを採用することで、処理・回収、工程変更等により行う、大気・水・土壌、及び生活環境の汚染を予防する活動。
- ② 環境経営システム・・・経営活動の一部で、環境方針を作成し、実施し、達成し、見直し、かつ、維持するための当社の体制、計画活動、責任・権限、慣行・決められた手順・プロセス、及び資源を含むもの。
- ③ 環境パフォーマンス・・・当社の環境方針、環境目標に基づいて、当社が行う環境評価項目の管理に関する環境経営システムの“結果”で、原則として測定可能なもの。
- ④ 環境方針・・・当社が環境活動を行うために、並びに環境目標設定のための枠組みを示す、環境パフォーマンスに関連する、当社の意図および方針を内外に表明するもの。
- ⑤ 環境目標・・・環境方針と整合を取り、その方針を実現するために設定する、詳細な要求事項で、可能な限り定量化する。
- ⑥ 継続的改善・・・当社の環境方針に沿って、全社的な環境パフォーマンスの改善を達成するための環境経営システムを向上させるプロセス。
- ⑦ 利害関係者・・・当社の環境パフォーマンスに関心を持つか影響を受ける個人又は団体。これには、近隣住民、民間団体等、行政機関、顧客などの取引先、納入業者、金融・保険組織、及び社内の要員を含む。

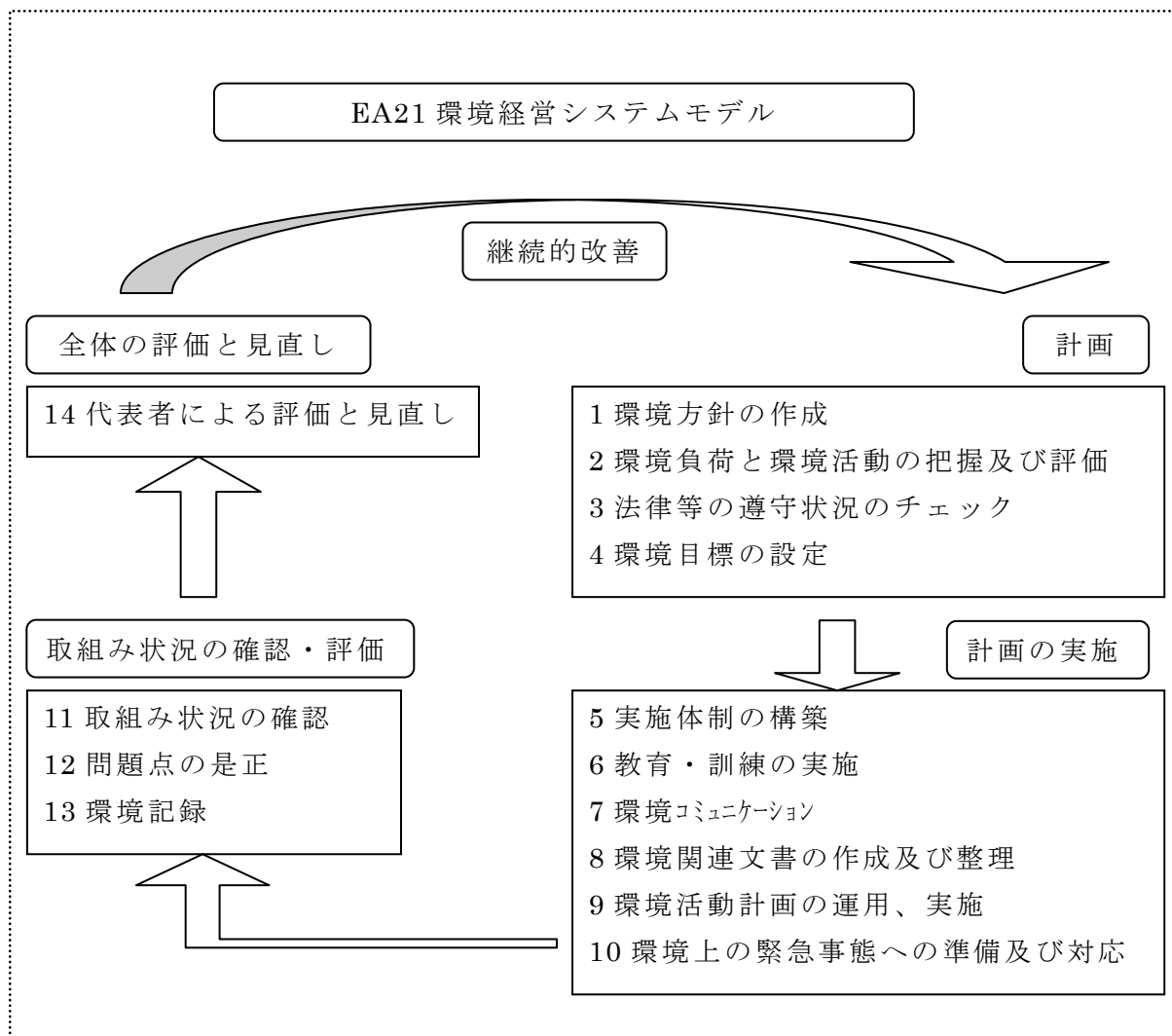
## (3) 当社の環境活動関連用語

- ① 事業活動・・・経営諸資源を効率的に使用して、企業目的を達成するために行う組織的、継続的活動。
- ② 製品・・・事業活動のプロセスの結果生み出される有形のもの。
- ③ サービス・・・顧客への物流、情報等の無形のもの。
- ④ 部門・・・環境マネジメントの管理単位となる職場（部、課、室、係、班）

## 4 環境経営システムの構築及び運用

当社は、エコアクション 21 ガイドライン(2009年版)の環境経営システムの「要求事項」に従って、当社の環境経営システムを構築し、運用し、維持する。そのシステムは、「計画：Plan」「実施：Do」「取組み状況の確認・評価：Check」「全体の評価と見直し：Action」のサイクル活動を行い、「継続的な改善」を図ることにより、当社の社会的な責任を遂行する。

その「環境経営システム」のモデルは、次頁のモデル図による。



#### 4. 1 計画

##### 4. 1. 1 環境方針の作成

(1) 当社の環境経営最高責任者は、環境方針を文書で定め、全構成員に対し、以下の機会又は方法等を通じて、周知徹底を図る。

- ① 週礼、朝礼などの業務連絡の機会
- ② 会議の機会
- ③ 環境教育・訓練などの機会
- ④ 社内掲示

(2) 当社の環境経営最高責任者は、環境方針の作成に際し、以下に掲げる事項を盛り込む

- ① 環境への取組みを自主的・積極的に推進し、計画的・効果的に行う誓約
- ② 環境関連法規制等を遵守し、あらゆる環境汚染を予防する誓約

- ③ 環境保全を継続的に改善し環境経営システムの向上を図ることの誓約  
(3) 環境方針は次項に示す

【環境経営最高責任者からのメッセージ】

地球環境保全は、この地に生きとし生けるもの全てに待ったなしの課題になっています。サワダ工業(株)は、地域社会との共生を社是の一つとして事業活動をしておりますが、地域という視点を地球規模に広げる姿勢は、十分ではありませんでした。

冒頭の課題を社員全員で共有しながら、「継続して改善することこそ真に価値ある活動」を基本理念として、この度、エコアクション21（通称 EA21）活動を開始致します。

我々の活動が、未来の世代に幾許かの幸せをもたらす事を願って。

サワダ工業株式会社  
代表取締役社長 澤田 尚

【環境方針】

- 一、省エネルギー・省資源かつリサイクル性の高い製造工程の確立を目指す
- 一、改善活動により製品不具合の発生ゼロ活動を永久に継続する
- 一、製造工程部門外についても環境負荷低減活動を推進する
- 一、関係法令等のコンプライアンスを遵守する
- 一、従業員が、積極かつ自主的に環境保全活動が行える様に支援する。

(制定日 2006年7月1日)

サワダ工業株式会社  
代表取締役社長 澤田 尚

4. 1. 2 環境負荷と環境への取組み状況の把握及び評価

- (1) 当社は、「環境への負荷の自己チェック」及び「環境への取組みの自己チェック」を実施し、各種負荷状況の数値把握、環境保全への取組み状況の把握と評価に努める。
- (2) 当社は、「環境パフォーマンス指標」の「コア指標」を参考に、事業活動に伴う環境への影響の把握事項を決めるが、特に、「二酸化炭素の排出量」「廃棄物排出量」「総排水量」「化学物質取扱量」については、必ず把握する。
- (3) 当社は、使用している化学物質の取扱量を「マテリアルバランス」の管理手法に基づき、購入量、使用量、移動量、排出量、保管量の項目により把握し、必要あれば情報開示する。

4. 1. 3 法律等の遵守状況チェック

- (1) 当社は、事業活動に適用される可能性のある環境法規制・条例等を調査し、遵守しなければならない事項を一覧表にすると共に、その遵守状況を定期的にチェックする。遵守状況のチェックは、原則として1年当たり1回以上行

う。

- (2) 当社は、事業活動に関して「自主的目標値」を設けて管理する場合は、前項に準じて、その遵守状況をチェックする。
- (3) 当社が同意した業界や近隣地域の協定、並びに、顧客等の方針又は要求事項に対応し、その遵守状況のチェックを前項に準じて行う。

#### 4. 1. 4 環境目標の設定

- (1) 当社は、環境方針、環境負荷及び環境活動の状況把握・評価結果を踏まえて、具体的な「環境目標」及び「環境活動計画」を設定する。環境目標は、可能な限り数値化する。
- (2) 環境目標は、環境パフォーマンス指標のコア指標を基本的項目とし、「環境負荷と環境への取組み状況の把握及び評価」に当たって採り上げた事項：二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量、化学物質取扱量について、削減目標又は管理目標値を設けて管理する。
- (3) 当社は、取組み状況の把握などにより明らかとなった「環境に有益な活動」に関し、その増大・強化について目標を設定し、継続的改善に資する様に推進する。
- (4) 「環境活動計画」には、具体的な手段と共に日程及び推進責任者を明示する。

#### 4. 2 計画の実施

##### 4. 2. 1 実施体制の構築

- (1) 当社は、エコアクション2.1ガイドラインの要求事項に沿って、環境経営システムを構築し、実行し、その結果を評価し、見直しをするための社内各部門・各階層の役割を以下のように定め、文書化して全構成員に周知する。
  - ①社長・・・当社の環境経営最高責任者として、次の役割を担う。
    - (イ) 環境経営システム管理責任者をはじめ、必要な責任者を任命する。当該責任者には、現在の責務に関わりなく、責任と権限を明示する。
    - (ロ) 環境経営システムの構築・運用・維持に必要な経営諸資源：人材・資金・機器設備・技術技能を含む：を準備する。
    - (ハ) 環境経営に関する基本理念・長期戦略・基本方針を制定し、基本的な環境目標を設定する。
  - (ニ) 環境経営システムの構築・運用に関する情報を収集し、方針・目標をはじめ、システム全体の見直しを行い、必要あれば改訂を指示する。
- ②副社長・・・環境経営システム管理責任者として、次の役割を負う。
  - (イ) 環境経営に関する経営諸資源の合理的・効果的な運用を図り、目的を達成するために、環境経営に関する会議を運営する。
  - (ロ) 環境経営システムの構築と運用を円滑に行い、最高責任者による見



直しのための情報として、その構築・運用に関する情報を環境経営最高責任者に提供する。

- ③事務局・・・環境経営最高責任者、及び環境経営システム管理責任者を補佐し、掌括範囲内の全員参画による、環境経営システムの運用と改善を推進する。
- ④部門監督者・・・自己の管理範囲内において、全員参画による環境経営システムの運用及び監督に責務を負い、部門内の必要な人材育成、パフォーマンスの向上を図る。

#### 4. 2. 2 教育・訓練の実施

- (1) 当社は、エコアクション21に基づく環境経営システムを適切、かつ効果的に実施するために、当社の全構成員に対し、環境方針、環境目標、及び環境活動計画を周知徹底する。
- (2) 当社は、環境教育・訓練に当たっては、可能な限り計画的に推進する。その計画の骨子は以下の通りとする。
  - ①全構成員に対し、環境活動の必要性、環境方針、環境目標の重要性、全員の参画による推進の必要性を認識させ、自覚することを促す。
  - ②定められた「手順」に従って環境活動を行うことの重要性と、全員の改善活動による環境パフォーマンス向上の有意性の理解と行動を求める
  - ③以下に掲げる業務を、当社の事業活動を通じて環境への著しい負荷となる可能性のある作業として位置付け、当該業務に従事する構成員は、緊急事態を含む手順に対する訓練を受け、必要なテスト・演習などに参加することを求める。
    - (イ) 二酸化炭素の排出抑制に関する業務
    - (ロ) 廃棄物の排出抑制、分別収集に関する業務
    - (ハ) 総排水量の抑制に関する業務
    - (ニ) 化学物質の取扱に関する業務
    - (ホ) 自動車の運転に関する業務
    - (ヘ) 省エネルギー、省資源に関する業務

#### 4. 2. 3 環境コミュニケーション

- (1) 当社は、「環境レポート」を作成し、公表する。
- (2) 当社は、環境保全に関する摩擦や苦情を予防するために、次に掲げる、環境に関する苦情を処理し、顧客や製品に関する双方向の環境コミュニケーションを実施する手順を策定する。
  - ①社外からの苦情又は要望等は、総務部門より事務局に報告し、回答を要する場合には、事務局にて回答案を作成し、環境経営システム管理責任

者の承認を得て回答する。環境経営システム管理責任者が、当該案件の内容について社会的に重要な影響を有すると判断した場合には、回答の内容の是非も含めて、環境経営最高責任者の承認を得る。

- ②社外との環境コミュニケーションに関する事項のうち、特に当社の環境方針に掲げた事項については、リスク予防のためのコミュニケーション事項として、環境経営システム管理責任者、及び環境経営最高責任者の協議の上、コミュニケーションの方法も含めて決定し、対応する。

#### 4. 2. 4 環境関連文書の作成及び整理

- (1) 当社は、「環境負荷の自己チェック」及び「環境保全の取組の自己チェック」の結果を整理し、チェック結果による「目標設定」及び「取組事項設定」のための基本情報資料として保存する。この情報資料は、適切な間隔（1回／年）で見直す。
- (2) 当社は、エコアクション2.1の実行に当たり、当社の構築する「環境経営システム」の中核となる要素とその相互関連を示す文書として、この「環境経営システムマニュアル」を作成し、実施・運用する。

#### 4. 2. 5 環境活動計画の運用、実行

- (1) 当社は、環境方針、環境目標、及び環境活動計画を達成するために必要な取組を実施する。
- (2) 取組内容は、環境活動計画策定時に設定され「環境保全の取組の自己チェック」結果を参考に、具体的に設定する。
- (3) 当社は、環境活動計画の運用、実行にあたって必要な場合は、運用基準、判断基準などを設ける。

#### 4. 2. 6 環境上の緊急事態への準備及び対応

- (1) 当社は、環境上の緊急事態として、次の事項を想定し個別に対策を定め、必要であれば、定期的な訓練を実施する。
- ①製造ラインの標準作業不遵守や保全不備等により製造不具合の廃棄処分品が大量に発生しないように、重大不良未然防止マニュアルに沿った活動を遵守させる教育、指導を推進する。
- ②特定産業廃棄物の処理に関しては、指定処理業者との契約事項を遵守させる教育、指導を推進する。
- (2) 緊急事態を想定した定期的な対応訓練又は試験を行ったときは、その結果を確実に記録し、次回の教育、訓練方法の見直しにつなげる。

- (3) 環境負荷物質（SOC）規制への対応は、(株)東海理化発行の「品質保証の

手引書」中の関連項目に従うものとする。万一、問題が発生した場合は、遅滞なく調達部窓口担当者および関連事業部品質管理担当者に連絡を行うこと。

#### 4. 3 取組み状況の確認・評価

##### 4. 3. 1 取組み状況の確認

- (1) 当社は、下記に掲げる方法で、環境活動計画の取組み状況の定期的確認と環境目標の評価を行う。これらは記録され、環境経営システム管理責任者により、「代表者による全体の評価と見直し」のための情報として、代表者（環境経営最高責任者）に提供する。
- ①環境活動計画の進捗状況は、事務局により月次報告を取りまとめる。
  - ②月次報告に当たっては、環境目標値との差異を評価し、環境活動の有効性を確認する。
  - ③「教育・訓練」の実施がなされた場合には、事務局により内容を取りまとめる。
  - ④社外からの環境コミュニケーションに関する情報があつた場合は、総務部より事務局に報告する。
  - ⑤以上の内容は、環境活動報告会議にて活用する。
- (2) 当社は、法律等の遵守状況について、1回／年、事務局が確認を行う。
- (3) 当社は、環境活動計画の進捗状況をはじめ、環境経営システムの運用・実施の状況に関し、内部監査員において監査を実施し、環境経営システム管理責任者に報告する。これらの状況は、代表者による見直しの情報として活用する。

##### 4. 3. 2 問題点の是正

- (1) 当社は、環境活動計画、環境目標、法規制等の遵守に照らして、日常の運用・実施の状況に問題があると判断されたときは、その是正措置をとる。  
この判断は、事務局において行う。
- (2) 是正の結果は、担当者により同会議にて報告する
- (3) 当社は、各種の報告を通じて、リスクの予兆があるときは、事務局にて検討し、予防措置をとる。
- (4) 是正の処置をした問題点について、各部門に横展開して同類の不適合を防止するように努め、必要に応じて予防措置をとる。

##### 4. 3. 3 環境記録

- (1) 当社は、エコアクション21の取組み状況を確認するために、次に掲げる事項に関する「環境記録」を取り、保持する。
- ①「環境への負荷の自己チェック」及び「環境保全への取組の自己チェック」

の結果

- ②環境法規制等の遵守状況のチェック結果
- ③環境上の緊急事態への準備及び対応の結果。その訓練の結果。
- ④問題点の是正及び予防処置の結果
- ⑤環境活動計画の進捗状況の確認結果
- ⑥環境活動状況の内部監査結果
- ⑦代表者による全体の取組み状況の評価及び見直しの結果

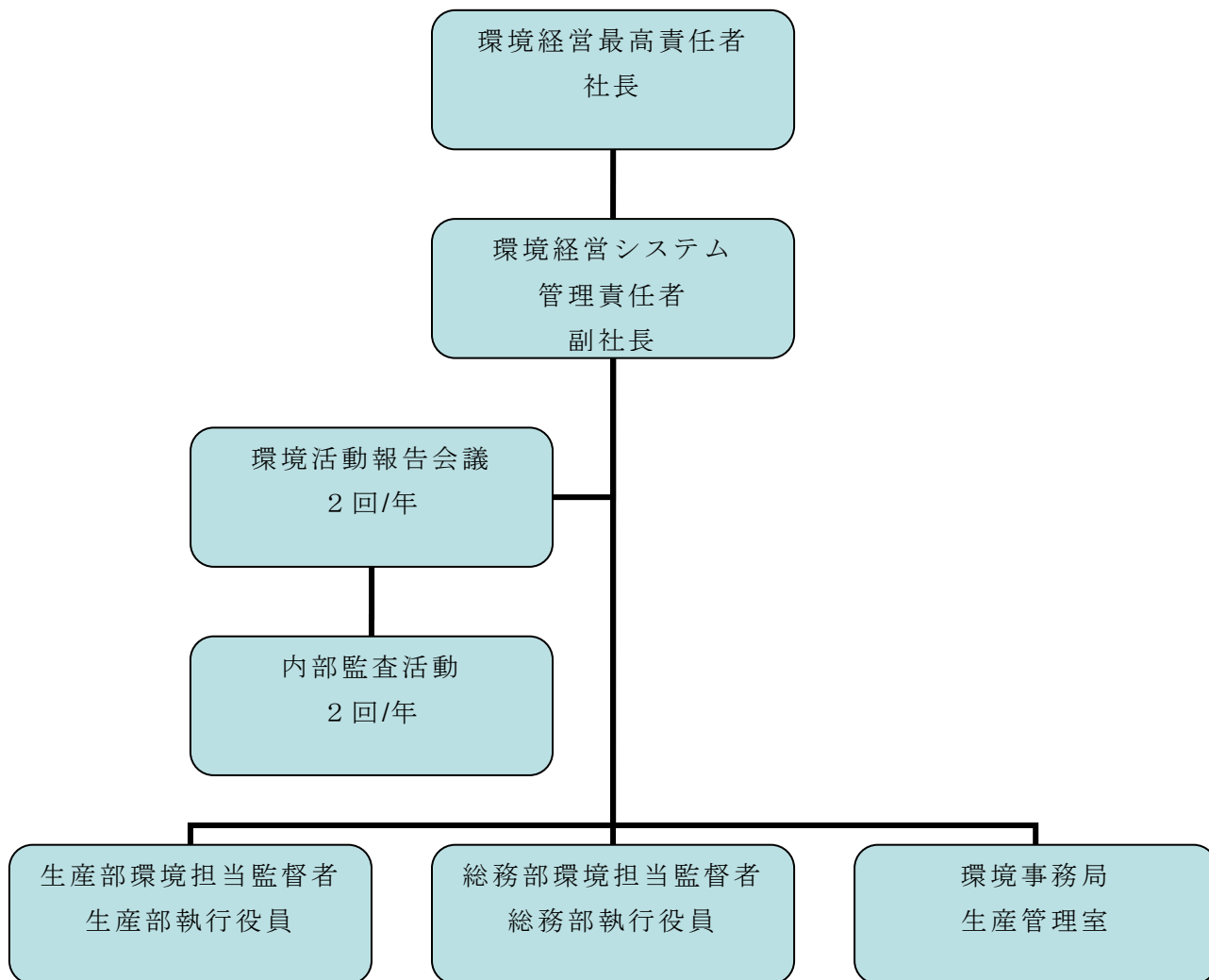
#### 4. 4 全体の評価と見直し

##### 4. 4. 1 代表者による全体の評価と見直し

- (1) 当社の代表者は、エコアクション21の全体の取組み状況の評価し、全般的な見直しを実施する。
- (2) 当社の代表者は、上記の見直しのために、環境方針、環境目標の実施状況をはじめ、エコアクション21の全ての環境要素に関わる実施状況に関する情報を収集する。
- (3) 上項の見直しのために、環境経営システム責任者、事務局、各部門監督者は、代表者に的確な情報を提供し、情報の判断や要因の検討などについて代表者とのコミュニケーション活動を行う。

4.5 環境経営システムの「付図」及び「付表」

4.5.1 「付図」 当社の環境経営システムの運用組織



4.5.2 「付表」 当社の環境目標と活動計画一覧表  
別紙記載